|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 建築部建築振興課 | 旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、精算が遅延しているものが１件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 |
| Ａ | 大阪府 | 令和３年７月17日から同月18日まで | 460円 | 令和３年８月18日 |

 | 検出事項について、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方自治法施行令】（概算払）第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

 | 旧建築振興課の管外旅費については、令和４年４月の組織改正に伴い、従来、建築指導室で行ってきたとおり、旅費担当者が執行管理のための一覧表を作成し、精算漏れのないよう処理方法を変更した。また、建築指導室職員全員に管外旅費の確定後30日以内に精算を行わなければならない旨、管外出張終了後、精算額について速やかに旅費担当者に連絡するように周知し、注意喚起を行った。今後は、法令に基づく適正な事務処理を行うよう取り組む。 |

旅費の精算事務の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年６月３日から同月28日まで）